

国立国会図書館の現状と課題 2012

国立国会図書館 総務部 企画課長
ローラー ミカ

はじめに

この1年は当館にとって激動ともいえる一年でした。組織の再編、図書館サービスシステムの全面的な更新と業務の刷新を行いつつ、2011年3月の東日本大震災への対応にも取り組みました。またオンライン資料の収集の制度化などの主要課題について、大きな成果を得ることもできました。

こうした取組みの中で、いくつかの課題も浮かんできました。とりわけ、新たに出現してきた、あるいは従来は当館が積極的に収集対象としてこなかった、多様なメディアの収集・保存・利用提供、また、メディアを問わない、利便性・信頼性の高い新たな書誌情報（メタデータ）の枠組みの整備をどうするか等は現在直面している重要な問題です。そして、明らかになっていることは、こうした取組みを推進して、多様な利用者のニーズを満たし、また将来の世代のために国の文化的資産を保存していくという当館の使命を果たす際に、図書館はもちろん、国内外の様々な機関と連携していくことが不可欠となっているということです。

一方で、国の厳しい財政状況は今後も継続していくことが予想されています。したがって、しっかりとした将来構想とそこへ至る道筋を定め、限られた資源を最大限有効に活用して、重点的・優先的に取り組むべき事業を確実に遂行していくことが求められていると思います。

本日は、このような状況の中、昨年10月の業務交流以降に当館が取り組んできた主な事業と直面している課題についてご紹介します。

1 新しい利用者サービスの開始と業務・システムの最適化

(1) 新しい利用者サービスの開始

「1回の検索からすべての情報へ」を実現する新しい情報探索サービスシステム「国立国会図書館サーチ（NDLサーチ）」を、オープンソースソフトウェア（OSS）を活用して開発し、今年1月に本格稼働いたしました。インターネット上で一般公開するとともに、来館の検索サービスの窓口と位置付けています。

国立国会図書館サーチは、当館を含む、図書館、公文書館、博物館・美術館、学術研究

機関等の目録データベースやデジタルコンテンツをまとめて検索できるシステムです。また、2010年に締結した「日中韓電子図書館イニシアチブ協定」に基づき、貴館蔵書目録との間で国立国会図書館サーチとの連携を実現していただき、横断検索及び検索結果の翻訳表示ができるようになっていました。今年12月には当館において日中韓電子図書館イニシアチブ会議の開催を予定しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

障害者向け資料の統合検索サービスについても、国立国会図書館サーチにより実現しています。なお、昨年10月から、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」を通じて当館の視覚障害者用学術文献図書DAISYのデータ配信を開始いたしました。当館からの直接配信を実現するため、今年度中に、当館のデジタル化資料を蓄積・提供するシステムであるデジタルデポジットシステムの機能拡張を行うことにしています。

また、当館は書誌情報を公共図書館、学校図書館等に、迅速かつ無償で提供し、広く社会で活用されることを目指して、公共的書誌情報基盤の実現に努めています。国立国会図書館サーチにおいても、検索、RSS配信やOAI-PMHプロトコルにより新着図書の作成中書誌情報を提供しています。今年2月からは、外部機関とのシステム連携により、近日中に刊行される図書の検索ができるようになりました。また、全ての書誌情報をDC-NDL(RDF)形式でダウンロードすることが可能となっています。

一方、OPAC及び業務システムについては、パッケージソフトAlephを導入いたしました。詳細は昨年の業務交流においてご報告していますが、新しいサービスにおいては、基本的にどの端末からでも検索、申込み、電子資料の閲覧等ができるなど、来館した利用者の閲覧環境の改善がはかられています。OPACが多言語対応となり、韓国語を含むアジア言語資料も検索できるようになりました。

(2) 業務・システム最適化の取組み

国立国会図書館は2008年に「国立国会図書館業務・システム最適化計画(2010年10月改訂)」を策定し、今年度2012年度を計画最終年度と定め、取り組んできました。この計画の目標は、当館のビジョンを効果的に支え、利用者本位のサービスと効率的な業務遂行を可能とする、費用対効果の高い情報システムを実現することにあります。具体的には、共通性・関連性の高いシステムを集約・統合することにより、費用の削減と運用に係る業務面での作業負荷の減少、またパッケージ製品を核とした業務基盤システムの構築による経費削減に取り組んできました。(1)で述べました業務・システムリニューアルもこの最適化の一環です。

システムの統合・集約化により、2007年に40弱あったシステムが、現在約半数の19となっています。また、2011年10月には組織機構を再編、電子情報部を設置して業務面での集約化を行いました。統一的な電子情報にかかる政策立案・対外連携を実現するとともに、従来各部門で行ってきたシステムの開発・運用を電子情報部に集約し、ITスキルを持った人材を集中的に配置することが可能となりました。2012年度の情報システム運用経費は、2007年度比で14.4%減の見込みとなっています。

2 国の文化的資産の収集・保存・提供

(1) オンライン資料収集の制度化の実現

オンライン資料（インターネット等により出版される電磁的記録で、図書又は逐次刊行物に相当するもの）について、当館では、2010年6月の納本制度審議会の答申を踏まえ、その収集について検討してきました。このたび、今年6月に国立国会図書館法の一部を改正する法律が成立し、オンライン資料収集の制度化が実現いたしました。施行日は、2013年7月1日となっています。

改正法は、納本制度に準じて、私人が出版するオンライン資料について、国立国会図書館への送信等を義務付けるものです。また、国立国会図書館への送信等に関して必要となる費用を補償します。有償の資料又は技術的制限手段 DRM が付されたものについては、当分の間、送信等の義務を免除することとしており、当面、学協会、私立大学、企業、研究所等が発行する DRM が掛けられていない調査研究報告、紀要、ジャーナル、年報等の記録類等が対象となると思います。市販の電子書籍については発行者への費用補償に関する検討等行っているところで、今後の大きな課題と考えています。

(2) インターネット資料の制度的収集の進捗

2010年4月の改正国立国会図書館法の施行により、公的機関のウェブサイトの網羅的な収集を開始しております。昨年度（2011年4月～2012年3月）は16,648件収集し、特に、東日本大震災の被災自治体等のウェブサイトについて頻度をあげて収集しました。白書、都道府県公報、電子雑誌等を中心として著作単位での登録も行っており、昨年度は72,260件の登録をいたしました。

(3) 資料デジタル化

2010年1月施行の改正著作権法により、国立国会図書館において「保存のため」の資料デジタル化が可能となり、2009年度、2010年度補正予算に基づき大規模デジタル化を実施してまいりました。2011年度も引き続きデジタル化を実施し、2012年1月に一段落いたしました。2010年度末の蔵書に対し、和図書については約5分の1、対象資料全体の約4分の1のデジタル化が完了しています。

	2010年度末所蔵数	デジタル化実施済数	(実施割合)
古典籍	29万冊	7万冊	(1/4)
和図書	427万冊	90万冊	(1/5)
和雑誌	455万冊	112万冊	(1/4)
博士論文	39万冊	14万冊	(1/3)
合計	950万冊	223万冊	(1/4)

(4) インターネット等による利用提供の拡充と公共図書館等への送信

こうしてデジタル化した資料については、著作権処理を行い、順次公開を進めています。今年8月現在（予定）で、利用提供しているデジタル化資料（後述の歴史的音源を含む）の累計は約221.1万点となり、このうちの約41.7万点はインターネット上でも公開されています。

デジタル化資料のインターネット提供を着実に進める一方、著作権処理が済んでいない資料も含め、当面はまず公共図書館等への送信を実現することを目指し、関係者との協議・調整を継続してきました。これについて、著作権法の一部を改正する法律が通常国会において今年6月に成立し、2013年年1月1日に施行されることとなっています。今回の改正で、国立国会図書館は、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができることとされました。また、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される著作物の一部分の複製物を作成し、一人につき一部提供することができることとなりました。現在、来年1月からの実施に向けて、制度の運用の詳細化、送信の仕組の具体化をはかっているところです。

当館では音楽や音声データの保存にも取り組んでいます。1900年初頭～1950年頃に製造されたSP盤及び金属原盤等に収録された音楽・演説等約5万の音源のデジタル化を歴史的音盤アーカイブ推進協議会（HiRAC）で進めています。当館は、この資料を2011年5月から順次館内で提供するとともに（2012年3月末現在25,480件）、著作権・著作隣接権保護期間を満了したものについてインターネット提供も行っています。さらに、今年1月からの試行をへて、7月に公共図書館への配信を本格的に開始いたしました。

3 東日本大震災アーカイブの構築～震災に関するあらゆる記録・教訓を、次の世代へ

昨年12月に当館で開催した第22回保存フォーラム「中国、韓国、オーストラリア、日本における資料防災：国立図書館からの報告」には貴館からもご出席、ご報告いただき大変ありがとうございました。東日本大震災への対応につきましては、当館のすべての業務分野において、最優先課題として取り組んでいます。引き続き、国会サービスにおいて特別調査体制をとるとともに、被災資料の救済活動等の被災地支援を進めているところです。本日は、震災の記録・教訓を将来の世代に継承していく重要な取組みである、東日本大震災アーカイブの構築の進捗状況についてご報告させていただきます。

当館では2011年3月11日の未曾有の大震災の直後から、国や被災自治体のウェブサイトを収集頻度を高め重点的に収集するとともに、ハーバード大学ライシャワー日本研究所や国内の各種団体等と連携するなど、震災の記録を広く収集し、後世に残す取組みに着手

しました。

日本政府の動きとして、2011年6月25日の「復興への提言」（東日本大震災復興構想会議）において、「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」ことの重要性が確認され、また、同年7月29日には、東日本大震災復興対策本部により「東日本大震災からの復興の基本方針」が決定され、震災の記録等について「国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する」こととされました。これを受け、当館は、「東日本大震災アーカイブ」の構築に向け、関係府省庁等との連携のもと、関係機関・団体への働き掛け等、準備を進めており、国全体として震災の記録を収集・保存し、後世で役立てることのできる仕組みを構築することを目指しています。

具体的には、我が国全体として、2011年7月の震災に関わる主要な府省庁が参加した連絡会議以降、東日本大震災アーカイブを推進し、国の機関が持つ記録類について保存・収集・提供していくための取組みを進めています。こうした国の取組みにおいて、当館は結節点としての役割を果たしています。図書館については、当館が全国の公共図書館に、災害と復興に関連する記録の収集に留意すること等を要請するとともに、特に被災地の県立図書館と緊密に連絡を取りながら分担収集をしていくことを取り決めていきます。また、国内外の大学や民間アーカイブ機関とも協力関係を結んでいます。

東日本大震災にかかわる記録を、テキストのみならず、動画、画像、音声等様々な媒体のものを対象に、収集、保存、提供するとともに、国内外の各機関等が収集・保存している震災の記録の所在を把握し、誰もが一元的に検索してアクセスできるシステムを開発し、2012年度中に公開する予定です。

4 課題

（1）多様な資料の収集と組織化

2011年5月に文化庁との間で「我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定」を締結し、歴史的・文化的価値のある作品や資料等について、その所在情報の把握や目録の作成、収集・保存、活用等について、一層緊密な連携・協力を行っていくことといたしました。当面の具体的な連携・協力分野としては、テレビ番組の脚本・台本、音楽関係資料（楽譜）、メディア芸術（マンガ、アニメーション、ゲーム）を挙げております。

①この協定や先にご説明しました東日本大震災アーカイブは代表的な例ですが、伝統的な出版物にとどまらず、新たなメディア、あるいは従来当館が積極的に収集してこなかった資料についても、知識・文化の基盤として、将来へ向けての収集保存が大きなテーマとなっています。ウェブコンテンツ、電子書籍、映画、ゲームコンテンツ、楽譜、手稿等のオリジナル資料、放送番組等について、その収集・利用・保存について総合的な館内検討に今年度着手したところです。

②同時に、紙とデジタルを含めて、外部の資源も活用した新たな書誌情報基盤を構築する検討を開始しています。利用者の使いやすさ、網羅性・信頼性、効率化等について、外部

関係機関を含む作成基盤の整備等も含めて検討する予定です。我が国における唯一の国立図書館として、国際連携、国際標準への配慮・貢献もしていきたいと考えています。

(2) 他機関との連携

当館は特に国内の図書館とは長い間、協力連携、また支援してきた関係がありますが、デジタル情報が普及し、伝統的な図書館資料でない資料の収集、保存、利用に関わることになり、他機関との連携協力・役割の分担はますます不可欠なものになっています。

- ①アーカイブをするという使命で共通する機関とのいわゆるMLA（博物館・美術館・図書館・文書館）連携のみならず、関係府省庁との協力、大学・学協会、放送局その他の民間との連携・調整も必要となっています。現在の利用者の様々なニーズに応えるとともに、次の世代の利用を保証するために、関係機関と連携して、国としてのアーカイブ、知識インフラを構築していくための、重要な取組みが始まっています。
- ②一方、出版社、著作権者等の権利者との関係では、デジタル情報の利用の様々な局面において、難しい利害調整が生じています。このたび法制度化が実現した、オンライン資料収集の制度化やデジタル化資料の公共図書館への送信についても、利害関係者との「関係者協議会」を設け、相互理解を深めながら推進してきました。今後ともこれらの関係者との連携・協力は必須のものとなっています。

(3) 厳しい予算状況と組織の合理的な運営

厳しい国の財政状況が続いており、来年度予算においてさらなる減額とされる可能性があります。予算削減の中で、本日申し上げたような事業を展開し、サービスの向上を図っていかなくてはなりません。補正予算による大規模デジタル化事業が昨年度で一段落したと申し上げましたが、今後デジタル化を継続していくためには新たに予算を確保していく必要があります。

- ①国際子ども図書館の新館建設・既存棟改修工事に着手し、2015年度に完了する予定です。一方、今年開館10周年を迎えた関西館についても、書庫の拡充整備を具体化しなくてはならない時期がきています。東京本館・関西館を合わせた書庫について、2017年度末には排架率が95%を超える見込みであり、収蔵能力が限界に近づいています。
- ②先に述べました業務・システムの最適化計画については、今年度改訂作業を進め、来年度から新たな計画のもとでシステムの開発・運用、また業務・サービスを合理化していきます。

新しい課題に対応するため、組織運営の一層の効率化・合理化を進めていかなければならないと考えています。

むすび～新たな目標へ向けて

今年度当館は新しい館長を迎え、新たなビジョン「私たちの使命・目標（2012～2016）」

を策定いたしました。今後、この下に、明確な戦略的なターゲットとロードマップを設定し、将来へ向けてさらに取組みを充実していきたいと考えています。

今回で日韓業務交流は第 15 回目となります。これまで同様、実り豊かな交流の機会となることを祈念いたしまして、私の報告とさせていただきます。